

令和3年度 問題行動、不登校及びいじめの実態について

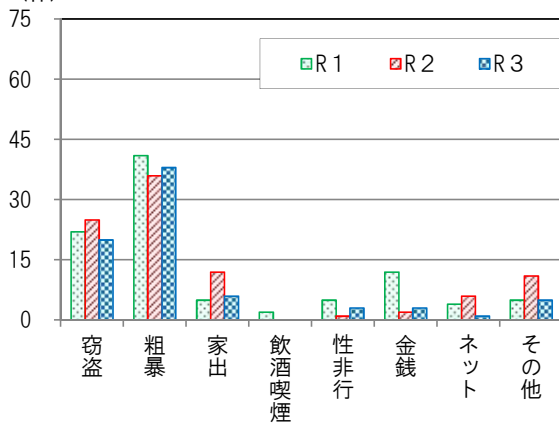
1 問題行動

問題行動の経年推移<表1>

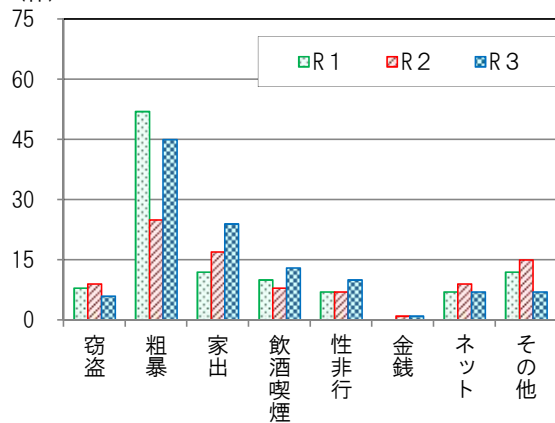
項目 校種	窃盗		粗暴		家出		飲酒喫煙		性非行		金銭		携帯の誹謗等 ネットのトラブル		その他		小計		合計 (件)
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
R1	22	8	41	52	5	12	2	10	5	7	12	0	4	7	5	12	96	108	204
R2	25	9	36	25	12	17	0	8	1	7	2	1	6	9	11	15	93	91	184
R3	20	6	38	45	6	24	0	13	3	10	3	1	1	7	5	7	76	113	189

「その他」 ・不健全娯楽遊び ・建造物侵入 ・火遊び など

(件) 問題行動の経年推移【小学校】<グラフ1-①>



(件) 問題行動の経年推移【中学校】<グラフ1-②>



傾向

- ・発生件数において、小学校では大幅に減少し（前年度比18.3%減）、この3年間で20.8%減少している。中学校では前年度比24.2%増加し、R1と同程度となった。
- ・小学校では生徒間暴力、器物損壊、対教師暴力等の「粗暴」が50.0%と最も大きい。
- ・中学校では昨年度減少した「粗暴」が再び増加しており、内容は生徒間暴力と授業放棄が多い。また、「家出」が増加しているが特に3年生の女子が多かった。

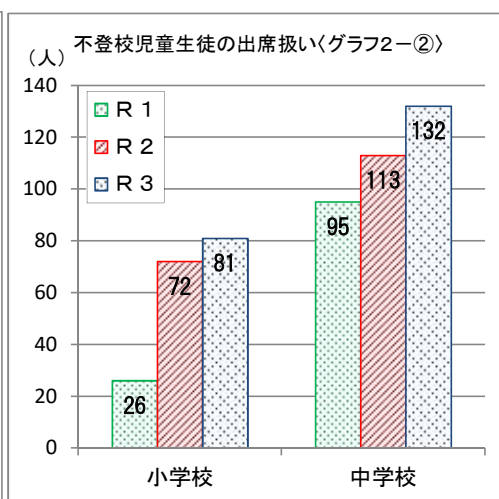
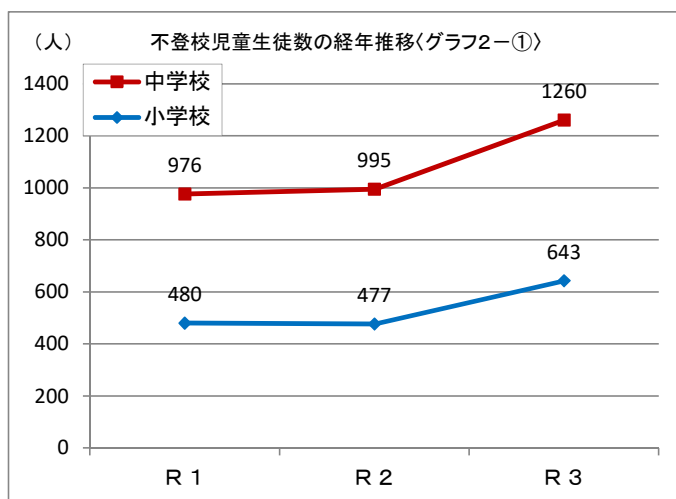
対応

- ・粗暴行為は、学校と家庭の協力だけでなく、早い段階から警察、福祉機関、医療機関等の専門機関との連携を図り、適切な支援に繋げていく。
- ・家出の対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して子供の心の変化を見逃さないようにし、悩みや不安を把握して早期対応していく。また、虐待が疑われるケースもあるため、児童相談所との情報共有を図り家庭背景も理解しながら指導していく。
- ・教職員全体の生徒指導体制を構築するとともに、児童生徒の規範意識を高める教育活動を継続して行っていく。
- ・小、中学校における遵法教室（指導主事による訪問実施）を充実させ、触法行為等の問題行動の抑止に繋げる。
（実施回数 H29: 8回⇒H30: 20回⇒R1: 23回⇒R2: 44回⇒R3: 55回）
- ・ネットトラブルの防止に向けて、「SNSノートはままつ」等を活用し、各校の指導に生かしていく。

2 不登校

不登校児童生徒の状況〈表2-①〉

項目 年度 校種	不登校児童生徒数[全欠] (人)		不登校児童生徒出現率 (%)		継続不登校児童生徒 (人)(%)		新規不登校児童生徒 (人)(%)	
	小	中	小	中	小	中	小	中
R1	480[4]	976[41]	1.12%	4.82%	214(44.6%)	559(57.3%)	266(55.4%)	417(42.7%)
R2	477[13]	995[67]	1.13%	4.88%	215(45.1%)	566(56.9%)	262(54.9%)	429(43.1%)
R3	643[8]	1260[51]	1.55%	6.11%	255(39.7%)	690(54.8%)	388(60.3%)	570(45.2%)



校内適応指導教室の開設校数と利用者数〈表2-②〉

		小	中	合計
R1	校数(校)	3	12	15
	利用者数(人)	24	191	215
R2	校数(校)	4	16	20
	利用者数(人)	48	227	275
R3	校数(校)	4	21	25
	利用者数(人)	47	309	356

校外適応指導教室の開設数及び利用者数と学校復帰の人数・割合〈表2-③〉

	開設数(力所)	利用者数(人)	学校復帰数(人)	学校復帰率
R1	8	177	86	48.6%
R2	8	140	82	58.6%
R3	9	166	104	62.7%

傾向

- ・前年度比、小学校では34.8%、中学校では26.6%増加している。
- ・不登校の要因としては、小学校、中学校ともに「無気力・不安」が最も大きな割合を占めている。他に多いのが「親子の関わり方」、「学業の不振」、「友人関係をめぐる問題」である。
- ・校内適応指導教室の利用者数は年々増加している。(R2: 275人⇒R3: 356人)
- ・校外適応指導教室の利用者数は前年度より増加している。(R2: 140人⇒R3: 166人) 利用者のうち、学校に復帰または学校との併用ができた児童生徒の割合が年々増加している。(R2: 58.6%⇒R3: 62.7%)
- ・不登校児童生徒が校外適応指導教室やフリースクール等に通うことで出席扱いとなった人数は年々増加している。(R2: 小学校72人、中学校113人⇒R3: 小学校81人、中学校132人)

対応

- ・教育相談等を通して児童生徒の日頃の様子を把握し、学校全体が共有できる体制を構築する。月欠席3日で「不登校のサイン」、月欠席5日で「不登校の状態」との認識のもと、学校は初期段階から積極的に対応していく。
- ・校内の支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、医療福祉機関等の専門機関や校内・校外適応指導教室等とも積極的に連携を図り、支援の手が届かない不登校児童生徒をつくらないように対応していく。
- ・新規不登校を出さないための取組とともに、中学校の継続不登校生徒の家庭での生活状況を把握し、ICT機器の活用を含め、家庭や学校外での学びの保障を行っていく。
- ・校外適応指導教室(R2：8教室⇒R3：9教室⇒R4：9教室)や校内適応指導教室(R2：20教室⇒R3：25教室⇒R4：30教室)の積極的な利用を促し、一日も出席できない児童生徒数を減らしていく。

不登校の定義

- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。
- ・上記の定義に当てはまり、年間30日以上欠席した児童生徒の数を調査統計する。

参考資料 校外適応指導教室等へ通う児童生徒の出欠について

令和元年10月25日の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」で、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の出席の取扱いについて、当該指導における相談・指導が円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができるとしている。

例えば、校外適応指導教室のふれあい教室に30日出席した場合

- 【出席簿】：校外適応指導教室のふれあい教室を利用した日は、学校に来なければ事故欠または病欠となる。
 ※理由例 「事故欠：家事」「病欠：体調不良」など
 ※出席簿の出欠は、学校に“来たか”“来ないか”の判断となる。

＜校長が“出席扱い”とする場合＞

- 【指導要録】：出席日数へカウントし、備考欄に「適応指導教室(ふれあい教室)にて学習活動30日実施」と記入する。

出欠の記録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等	出席しなければなら ない日数	欠席日数	出席日数	備考
1	200	0	200	170	30	病欠(体調不良100、頭痛70)、 適応指導教室(ふれあい教室)にて学習活動を30日実施
2						
3						

- 【通信簿】：出席日数へカウントし、理由欄への表記があってもなくてもよい。ポジティブ評価を念頭に、表記の有無を判断する。

＜校長が“出席扱い”としない場合＞

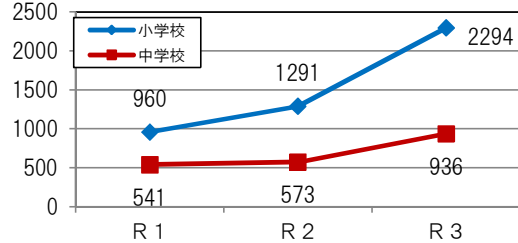
- 【指導要録】【通信簿】：保護者の申し出などにより事故欠または病欠とする。

3 いじめ

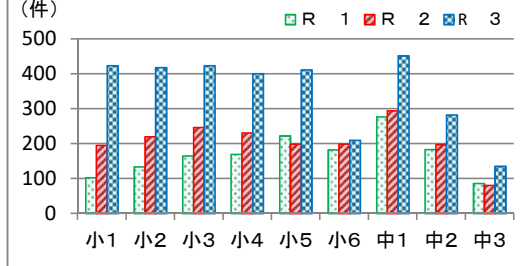
いじめの状況<表3>

項目 校種	認知件数(件)		解消件数(件)		解消率(%)	
	小	中	小	中	小	中
R1	960	541	562	336	58.5	62.1
R2	1291	573	897	382	69.5	66.7
R3	2294	936	1840	641	80.2	68.5

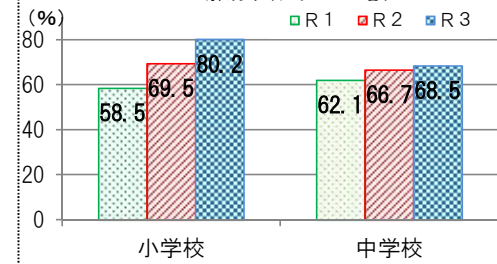
(件) いじめ認知件数の経年推移<グラフ3-①>



いじめ認知件数の学年別推移<グラフ3-②>



いじめの解消率<グラフ3-③>



傾向

- 認知件数は、小中ともに増加している。小学校では前年度比77.7%、中学校では前年度比63.4%増加している。
- いじめ認知件数が増加する一方、いじめの解消率も向上しており、小学校では前年度から10.7%、中学校では1.8%増加している。小学校におけるいじめについては、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪しその場で解決したケースについても積極的に認知し、報告しているため、件数の増加と共に解消率も向上している。
- いじめの態様については、小中学校ともに「冷やかしかからかい」が最も多いが(46.6%)、小学校では「軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」行為も大きな割合を占めている。(小学校33.4%)
- SNS上での誹謗中傷は小・中学校ともに増加している。(R2:50件⇒R3:72件)

対応

- 児童生徒間のトラブルに対して、積極的ないじめ認知と迅速な対応が認知件数と解消率を増加させている。今後も、いじめ認知をより積極的に行うよう、研修などを通じて職員への周知を徹底する。
- 教師と児童生徒の信頼関係構築やいじめの未然防止の学級風土づくりに努める。
- 「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、アンケートを中心に児童生徒の心の声を拾う機会を増やし、いじめを訴えやすい相談体制を構築する。
- 校内の「いじめ対策委員会」を機能させ学校体制での組織的対応に努める。
- いじめ対策コーディネーター研修等を活用し、学校でのいじめの未然防止に向けた指導を充実させるとともに、人間関係の円滑化や対人スキルの向上を目指した活動を学校で行う。
- いじめ防止対策推進法に則していじめに適切に対応するため、浜松市と学校の「いじめの防止等のための基本的な方針」の見直しを行う。また、法第28条に示された重大事態に対処するため、教育委員会に第三者委員会を新たに設置し、ケースに応じて調査を行い、いじめの解消に向けた措置を講ずる。
- 市長部局に設置したいじめ調査委員と連携し、事態を客観的に把握し、問題が複雑化、長期化することを防ぎ、早期対応に努める。
- SNS上でのいじめについては、ネットパトロール事業(R1:1665件⇒R2:1846件⇒R3:1877件)の活用や情報モラル講座(R1:58回⇒R2:46回⇒R3:71回)を推進することで未然防止や早期発見に繋げる。

いじめの定義

- 「いじめ」とは、学校に在籍する児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 平成25年6月制定】
- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の立場(主観主義)に立って、「いじめられていると感じる」ものをすべて、認知数として調査している。
- 「いじめの解消」とは、いじめが止まっている状態が継続し(3か月を目安)、被害者が心身の苦痛を感じていないことが条件である。